

【業務仕様書】

1. 業務名

リーフレット多言語化業務委託

2. 業務内容

リーフレット多言語化にかかる業務は、以下のとおりとする。

- ① 英語版／中国語(簡体字)版／韓国語版への翻訳及びデータの編集・加工作業。翻訳は必ずネイティブチェックを行うこと。
(地図に表記される文字も含め全て翻訳の対象とする)
- ② 制作業務には、編集、校正、納品、工程管理、PDF データ作成等、当該業務において必要となる全ての作業を含むものとする。
- ③ 本業務に必要な資料の収集は原則として受注者が行うものとし、市は必要に応じて受注者の業務に協力することとする。
- ④ 企画、作成にあたっては、市と協議した上で構成、内容を最終的に決定することとする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月19日(木)

4. 原稿提供

見本「那覇めぐり ゆくいどころ 歴史散歩道」(日本語版)のリーフレットと PDF データを提供する。

参考)HP 掲載リーフレット

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetudoku/life/douro/ikkatukouhukinjigyou/rekisisanpo/index.html>

6. リーフレットのサイズ及びページ数

用紙サイズ:A2 (納品はデータのみ)

ページ数 :2ページ

7. 報告書等の提出

令和8年3月12日(木)までに、次の報告書および成果品を提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 電子データ(英語版) 一式
- ③ 電子データ(中国語版) 一式
- ④ 電子データ(韓国語版) 一式

8. 業務実施における留意事項

- ① 本業務の成果物に対する瑕疵の取り扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後から 1 年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については協議のうえ定める。
- ② 本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受注者は本市と協議することができる。
- ③ 後年度以降に経費が発生する場合、那覇市は負担しない。

9. その他事項

- ① 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- ② 成果物は、発注者が自由に二次使用(加工、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- ③ 受注者は本業務に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開してはならない。
- ④ 本業務仕様書に定めのない事項については、市と協議するものとする。